平成２７年（フ）第９６号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の16　市営夢野台住宅３－403号
債務者　牧野　清子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１５号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番10号　カサベラエステ三宮703号
債務者　松下　大樹
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３４号
神戸市北区北五葉７丁目１番１－201号、従前の住所神戸市北区北五葉３丁目８番32－502号
債務者　川村　　操
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２号
大分県別府市大字鉄輪70番地の４　国東アパート101号
債務者　奈須　敏明
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
大分市金池町３丁目１番10号　吉村ビル502
債務者　緒方　健司
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
山口県下関市大和町１丁目８番５号、前住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野６丁目14番地10川尻ケンネルハイツ106号
債務者　島田　雄治
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
熊本市南区御幸笛田６丁目３番13号、前住所福岡市東区香住ヶ丘４丁目26番17号
債務者　東　　礼子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
京都市南区吉祥院西ノ内町75番地　フレグランス塔南102号室
債務者　長谷川瑞江
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
京都市中京区壬生下溝町23番地　荒竹荘206号
債務者　藤永　沙希
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1908番地１　リバーサイドＯＴＯＧＩ－105号、申立時の住所佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2445番地３佐藤アパート202
債務者　中村　千鶴（旧姓小宮）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
佐賀市神園５丁目15番２号
債務者　碇　　一男
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
佐賀市大和町大字久池井892番地
債務者　大石　涼子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
佐賀県多久市多久町2016番地１　しみず園
債務者　梶山　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
佐賀県鳥栖市浅井町149番地２　市営浅井アパート16棟11、前住所佐賀県鳥栖市西新町1422番地170　村田松原ハイツ102
債務者　竹本　友美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
熊本県宇城市松橋町大字曲野233番地17、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町松橋555番地５
債務者　吉川　浩昭
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
熊本市東区尾ノ上１丁目34番13号　市営住宅尾ノ上団地３棟20号
債務者　佐藤　隆信
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係